

年金コーナー

年金にかかる税金について

老齢年金は、所得税法の「雑所得」として扱われ、所得税がかかることになっています。65歳未満の方でその年の支払額が108万円以上の方や、65歳以上の方で158万円以上の方の場合は、所得税がかかることがあります。（この年金額より少ない方は源泉徴収されません。）年金に課税される所得税は、各支給月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受給されている方には、1月下旬に前年分の「源泉徴収票」をお送りしています。

確定申告等の際に税務署に提出してください。また、亡くなった方の確定申告（準確定申告）に源泉徴収票が必要となる場合は、社会保険業務センターへ交付の申請をしてください。申請書は、お近くの社会保険事務所に備え付けています。

【問い合わせ】

「ねんきんダイヤル

0570-05-1165」

社会保険事務局の出張相談

場所 上対馬総合センター
日時 2月18日（水）
13時から17時まで
場所 上対馬総合センター
日時 2月19日（木）
9時から12時まで

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもつて運営しています。

権利と義務

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、市役所市民課または各地域活性化センター・住民生活課窓口で、20歳になったら直接、手続きをしてください。

手続きには印かんが必要です。

サラリーマンなどの第2号被保険者

・その配偶者の3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

毎年、申請が必要です。この申請を行わないまま国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

申請手続きなどの詳細については、市役所または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

対馬市斎場「つつじの苑」待合室の有効利用について

対馬市斎場「つつじの苑」（美津島町根緒）の待合室は葬儀場として利用することができます。

利用できる方

申請者が生活保護である方
亡くなられた方が施設入所及び一人暮らしで、申請者が市内に住所を有していない方
その他特殊事情により、市長が特

に認める方

及び に該当しない方で理由で申請できる場合がありますので、ご利用の際は市民課又は対馬市斎場「つつじの苑」へ相談ください。

使用料一室（3時間）2000円
超過使用料（1時間ごと）700円
市外の方は使用料が倍になります。

対馬市斎場（火葬場）の利用について

施設の利用にあたって、お心付け等は一切ありません。お気軽にご利用ください。

【問い合わせ】

市民生活部 市民課

0920（53）6111
対馬市斎場「つつじの苑」
0920（52）1414

振り込め詐欺撃退の合い言葉



- お** おちつく
- む** むすめ、むすこに確認する
- す** すぐに振り込まない
- び** びんそく（敏速）に届出る